現　　行	改　　定	備　考
測量業務共通仕様書 令和7年10月1日以降適用	測量業務共通仕様書 令和8年10月1日以降適用	年次更新

現　　行	改　　定	備　考
第１章　総則	第１章　総則	
第118条　成果物の提出 （略） ４．受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和６年３月）」に基づくものとする。	第118条　成果物の提出 （略） ４．受注者は、電子データにより成果物を提出する場合は、「岩手県電子納品ガイドライン」に基づいて作成するものとする。 なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和７年３月）」に基づくものとする。	年次更新
第120条　検査 （略） ３．検査員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１）　測量業務成果物の検査 （２）　測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和6年3月）」を参考にするものとする。	第120条　検査 （略） ３．検査員は、監督職員及び主任技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１）　測量業務成果物の検査 （２）　測量業務管理状況の検査 測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。 なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【測量編】（国土交通省・令和7年3月）」を参考にするものとする。	年次更新
第132条　個人情報の取扱い （略） ９．管理の確認等 （１）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年１回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年１回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 （２）発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 （略）	第132条　個人情報の取扱い （略） ９．管理の確認等 （１）受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年１回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年１回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 （２）発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 （略）	一部修正
第136条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更 （略） ２．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	第136条　屋外で作業を行う時期及び時間の変更 （略） ２．受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の作業については書面により提出しなければならない。	一部修正

現　　行	改　　定	備　考
第137条　行政情報流出防止対策の強化 （略） ２．受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 （略）	第137条　行政情報流出防止対策の強化 （略） ２．受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。 （関係法令等の遵守） 行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。 （略）	一部修正